仕　　様　　書

１．基準品（分速３０枚以上の機種）

富士ゼロックス	DocuCentreⅣ3060
富士ゼロックス	DocuCentreⅤ3060
富士ゼロックス	DocuCentreⅤ3070CP
富士ゼロックス	ApeosPortⅣ3070R
リコー	imagio MP3353
リコー	imagio MP3350RC
リコー	RICOH MP3354
キャノン	iR-ADV4235
キャノン	iR3035FR
京セラ	TASKalfa3010i
コニカミノルタ	bizhub364e
シャープ	MX-M354FP
東芝	e-STUDIO357

なお、導入する機種は、次の条件、機能を備えていること。
複写機仕様書(別紙１)のとおりとする。

２．契約期間

平成２７年１２月１日から平成３２年１１月３０日までとする。

また、この入札（見積徴取）は、「滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成１８年滋賀県条例第５５号)」に基づく長期継続契約に係る入札（見積徴取）です。契約期間は５年間としますが、議会の承認による債務負担行為を設定していませんので、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合があります。その場合は契約を変更または解除することになります。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができます。

３．設置場所および設置台数

（１）設置場所　　滋賀県立愛知高等学校　　愛知郡愛荘町愛知川１０２

１号機　　事務室（Ⅰ棟１階）
２号機　　進路指導室（Ⅰ棟１階）
３号機　　第２職員室（Ⅱ棟３階）

（２）設置台数　　３台

４．月間使用枚数（予定枚数）

１号機　　５，３００枚
２号機　　２，５００枚
３号機　　１，２００枚

※概算基本数量であり、これにより発注を担保するものではありません。

５．保守サービス条件

保守サービス等仕様書(別紙２)のとおりとする。

６．その他

（１）平成２６年度　年間使用実績枚数

１号機（リコー）　　７４，１８７枚
２号機（京セラ）　　２９，１５１枚
３号機（リコー）　　１２，０４６枚

（2）機械の取扱説明書を提出すること。
（3）必要に応じ機械の設置場所に社員を派遣して、適切な操作方法の指導を行うこと。
（4）コピーカードは不要です。
（3）契約期間満了に伴い複写機を撤去した場合は、残存データの消去を行うこと。また、残存データの消去終了後、その証明書を提出すること。
　なお、残存データの消去にかかる費用は、別途支払いは行いませんので、当該費用を契約単価に含めて応札ください。

（別紙１）

複写機仕様書

１．モノクロコピー単一機能機種であること。
（ファックスやプリンター機能が装備されている機種は、それらの機能を使用できないよう設定できること。）
２．複写原稿サイズは最大Ａ３まで対応できること。
複写用紙サイズはＡ３（最大）～郵便はがき（最小）であること。
３．解像度は、読み取り時 600dpi×600dpi 以上、書き込み時 600dpi×600dpi 以上であること。
４．階調は、256 階調であること。
５．複写倍率は 25～400%で、１%単位の設定ができること。
６．給紙トレイ（４段）および手差しトレイを備えていること。
７．自動両面原稿送り装置を備えていること。
８．両面コピーおよび集約コピー機能、電子ソート機能を備え、ページ番号の印字が可能であること。
９．電源は 100V／15Ａであること。
10．グリーン購入法に適合していること。
11．エコマーク商品の認定を受けていること。
12．国際エネルギースタープログラムに適合していること。
13．未使用の複写機（未使用の再生機を含む。）であること。

（別紙２）

保守サービス等仕様書

１．保守サービス

（１）毎月１回の定期点検を行うこと。また、必要に応じて点検を行い、機械が常時正常な状態で稼働するよう努めること。

（２）９時から１７時までの間に故障の連絡を受けたときは、６０分以内に対応に着手し、速やかに正常な状態に回復させること。

（３）コピー品質を維持するために、消耗品を交換する必要がある場合は、速やかに取り替えを行うこと。

また、使用済みの消耗品は、速やかに持ち帰ること。

（４）機械が常時正常に稼働するために必要な消耗品を円滑に供給すること。特にトナーは在庫を切らさないよう常備しておくこと。

２．そ の 他

（１）機械の取扱説明書を提出すること。

（２）必要に応じ機械の設置場所に社員を派遣して、適切な操作方法の指導を行うこと。

（３）毎月、機械別・各課別の使用カウンタ数を翌月 10 日までに報告すること。

（４）契約期間満了にともない複写機を撤去した場合は、複写機内の残存データの消去を行うこと。

また、残存データの消去処理終了後、その証明書を提出すること。

なお、残存データの消去にともなう費用は、契約単価に含まれるものとする。